

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町1547 OTAスクエアビル7F	

2. 指名停止措置期間 令和7年9月3日 ～ 令和8年3月2日（6箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

関東建設工業(株)の営業部長は、群馬県桐生市発注の新庁舎建設工事に関する入札において、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年6月19日に逮捕された。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第6号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) 6 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上18箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)